

在学生の皆様へ

関西学院大学 学生活動支援機構（学生課）

被災地の皆様、被災地出身の学生の皆様、ご家族の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

関西学院大学では、長野県北部地震に係る被害により被災され、災害救助法の適用を受けた下記地域世帯の学生に対し経済的支援を図るため、本人からの申し出により2015年度春学期学費のうち授業料の減免措置を講じることになりましたのでお知らせいたします。

災害にあわれた世帯の方につきましては、至急、学生課（神戸三田・西宮聖和・大阪梅田キャンパスの学生は、各所属学部・研究科事務室）までご相談いただき、授業料の減免措置を希望する場合は下記内容を確認の上、手続きを行うようにしてください。

記

1. 対象者

長野県北部地震に係る被害により災害救助法が適用された地域に居住し、被災された世帯の在学生（正規の学部生、大学院生）で以下のいずれかの要件に該当する方。

- ① 被災地に居住する家計支持者が災害に起因する事由で亡くなった方
- ② 家計支持者の所有・居住する家屋が全壊・半壊（修理不可能で取り壊すもの）及び滅失した方
- ③ 災害により家計支持者が負傷され、入院・長期加療を必要とする方
- ④ その他 ※④の場合、申請前に一度ご相談ください。

【指定地域】 ※後日追加される可能性もありますので、各自ご確認ください。

【長野県】 北安曇郡白馬村
北安曇郡小谷村
上水内郡小川村

2. 授業料の減免措置

災害救助法適用地域の学生：2015年度春学期授業料全額免除

3. 提出書類

- ①本人の申請書（被災者学費・授業料減免措置申請書（在学生用））
- ②被災状況証明書等

- ・「死亡診断書」（1－①の場合）
- ・「市町村が発行する罹災証明書」（1－②の場合）
- ・「家屋の損壊状況が証明できる書類」（1－②の場合）
- ・「家計支持者の入院・長期加療を証明する医師の診断書」（1－③の場合）

※上記のほか大規模半壊・半壊の場合は「取り壊し申込書」もあわせて提出ください。

4. 申込期間

2015年1月15日（木）までに申込を行ってください。

■事務取扱時間

→平日8:50～11:30、12:30～16:50、土曜日8:50～12:20

※ただし、12/24 12:00～1/5の期間は閉室しております。

5. 申込・問い合わせ先

学生課（神戸三田・西宮聖和・大阪梅田キャンパスの学生は各所属学部・研究科事務室まで）

6. その他

日本学生支援機構奨学金の緊急貸与（第一種）、応急貸与（第二種）の申込を随時受け付けています。
本件に該当される方は学生課までご相談ください。

以 上